

財団法人歴史のみえるまちづくり協会寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、財団法人歴史のみえるまちづくり協会という。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を福井県福井市大手3丁目10番1号に置く。

(目的)

第3条 本協会は、福井市固有の歴史的環境の整備と管理および関連する文化財等の保全ならびに歴史的文化活動の振興を図り、もって本市における住民生活の充実と豊かで潤いのある個性的なまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歴史的環境の整備促進および管理に関する事業
- (2) 歴史的環境の保全に関する事業
- (3) 文化財等の保全に関する事業
- (4) 歴史的文化活動の振興に関する事業
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

(業務運営の基本原則)

第5条 本協会の業務は、法令およびこの寄附行為に定めるところに従い、適切かつ確実な運営を旨とするとともに、国、県、市等の関連ある施策との整合性を配慮した運営に努めるものとする。

第2章 財産および会計

(財産の構成)

第6条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 出捐金および補助交付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) 設立後取得した財産

(7) その他の収入

(財産の種別)

第7条 本協会の財産は、基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 本協会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署もしくは銀行等への定期預金、信託会社への信託または国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、または担保に供することができない。

ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会における理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経、かつ、福井県知事の承認を得て、その一部を処分し、またはその全部もしくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第10条 本協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第11条 本協会の事業計画およびこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会における理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経て、福井県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第13条 本協会の事業報告および決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業

報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会における理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に福井県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(特別事業基金の設置および処分)

第14条 本協会は、歴史的環境の整備促進および先人の顕彰に関する事業ならびに振興活動に関する事業を達成するために、特別事業基金を設置する。

2 特別事業基金は、理事会の議決をもって繰り入れた財産および特別事業基金とすることを指定して寄付された財産をもって構成する。

3 特別事業基金は、第1項の事業を達成するために理事会が特に必要と認められた経費の財源に充てる場合に限り、理事会の議決を経てこれを処分することができる。

(長期借入金)

第15条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会における理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経、かつ、福井県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担および権利の放棄)

第16条 予算で定めるものを除き、本協会が新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、理事会における理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経、かつ、福井県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類および定数)

第18条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。

(選任等)

第19条 理事および監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により、理事長、副理事長、および常務理事を選任する。
- 3 理事、監事および評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を福井県知事に届け出なければならない。

(職務)

第20条 理事長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の常務を分担処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本協会の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産および会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計および業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会および評議員会または福井県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または評議員会の招集を請求し、または招集すること。

(任期)

第21条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会および評議員会において議

決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第23条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本協会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類および開催)

第26条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第20条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号または第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事の現在員数、出席者数および出席者氏名(書面表決者および表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要およびその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員および評議員会

(評議員)

第33条 本協会に、評議員30名以上40名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第21条から第23条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会は、本協会の目的に沿う内容、事項について、他の団体機関等から諮問があった場合は、これに応ずることができる。
- 6 前2項の諮問等を審議する場合において、評議員会に専門部会を置くことができる。
- 7 評議員会には、第29条から第32条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 顧問

(顧問)

第35条 本協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の業務に関し助言を行う。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第37条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第38条 本協会が解散のときに有する残余財産は、理事会および評議員会において、それぞれ理事現在数および評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福井県知事の許可を得て、地方公共団体または本協会と類似の

目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第39条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿および書類)

第40条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員および職員の名簿および履歴書

(3) 許可、認可等および登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類

(6) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿および書類

第9章 補則

(賛助会員)

第41条 本協会の目的に賛同する者を、この協会の賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるところに従い、毎年所定の会費を納めるものとする。

(委任)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、本協会の設立許可があった日から施行する。

2 本協会の設立当初の役員、評議員および顧問は、第19条第1項、第2項、第33条第2項、および第35条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めることとし、その任期は、第21条第1項、第33条第3項および第35条第4項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

3 本協会の設立初年度の事業計画および予算は、第11条の規定にかかわ

らず、設立者の定めるところによる。

- 4 本協会の設立初年度の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年3月31日までとする。

附 則

この寄付行為は、平成13年7月26日から実施する。